

第 13 回教育委員会会議

令和 7 年 10 月 14 日
午 後 3 時 30 分
本庁舎第 11 共通会議室

案 件

報告第29号

教育政策の更なる充実を図るための教職員からの意見・提案に
かかる対応状況について

■教育政策の更なる充実を図るための教職員からの意見・提案にかかる対応状況について

番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	教育委員会の見解	具体的な対応策等	進捗確認
		現状の課題等	提案・改善策等				
1-①	7	例年、この時期に天王寺動物園の入場無料パスの配付を依頼されますが、担任の負担が大きすぎます。 まず、配付の有無を学校長の裁量に任されているのかもしれませんが、このような「家庭の経済負担に直結する」ものは、近隣学校は配っているのに本校は配らない、という状況になると、他の配付物以上に保護者から苦情が来るように思え、配付せざるをえない状況です。 そして、管理職は、絶対に児童に手渡しで配付し、欠席児童にも確実に手渡しで配るように求められています。 そこまでして、学校が保護者に配らなければいけないものなのでしょうか。 この時期は、新年度が始まり、担任も子どもたちも新しいクラスに慣れていく段階で、6年生は「全国学力・学習状況調査」の対応に追われるという一番大変なタイミングです。この状況で、さらに、責任の重い仕事を増やされる意味が分かりません。 Osaka Metroの無料乗車証引換券も同じですが、学校現場が対応するには、責任が重すぎます。 教育委員会会議にて、配付物は市ホームページの専用ページで対応する、という話になっているようですが、いつになったら始まるのですか。 今年の入学式も、相変わらず、配付物、クリアファイル、防犯ブザーが色々なところから殺到しました。	教育委員会会議での決定通り、配付物の廃止を即座に実行してください。 特に、家庭の経済負担に直結する、無料乗車証、フリーパス等は、学校現場では一切対応しなくていいように、調整をお願い致します。	初等・中学校教育担当（初等・中学校教育） 教職員給与・厚生担当	学校園における配付物の取扱いにつきまして、教職員からの意見・提案制度における様々な意見に基づき、教育委員会会議で議論を重ねるなど検討を進めてまいりました。このたび、これまでの取扱いを抜本的に見直し、令和7年6月20日付け事務連絡「学校園における周知文章の配付における取扱いについて」において各校園へ通知し、学校園を通じたチラシ等の配付物は、本市ホームページの専用ページに掲載することにいたしました。外部団体等からの配付依頼につきましては、教育委員会事務局に設置する窓口において、問合せ対応や申請受付等を行い、掲載の可否を判断し、本市ホームページに掲載するといった対応をしております。 この取扱いにつきましては、令和7年7月14日以降に運用を開始いたしましたが、今年度は、既にチラシの印刷準備が完了していることも考えられることから、新たな取扱いに移行する期間としております。そのため、学校園を通じた紙による配付も可能とし、本市機関や外部団体等には、令和8年度からは、本市として個別配付が必須であると判断するものを除き、原則として本市ホームページへのデータ掲載となることを周知しております。 また、無料乗車証やフリーパス等の配付につきましては、関係団体に対し、今年度中に紙による個別配付以外の方法について検討するよう依頼しているところです。	運用後も、ワーキンググループ等で効果検証や改善を行い、さらなる働き方改革の推進を図ってまいります。	要

参考 大阪市教育振興基本計画上の政策推進のための9つの基本的な方向性

- 1 安全・安心な教育環境の実現
- 2 豊かな心の育成
- 3 幼児教育の推進と質の向上
- 4 誰一人取り残さない学力の向上
- 5 健やかな体の育成
- 6 教育DXの推進
- 7 人材の確保・育成としなやかな組織づくり
- 8 生涯学習の支援
- 9 家庭・地域等と連携・協働した教育の推進

■教育政策の更なる充実を図るための教職員からの意見・提案にかかる対応状況について

番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	教育委員会の見解	具体的な対応策等	進捗確認						
		現状の課題等	提案・改善策等										
1-②	6	年度の切り替えとなるこの時期に、教育情報ネットワークの“校務系”仮想PCの動作が重すぎます。 キーボードを入力してから反映されるまでに数秒のタイムラグがあり、SKIPポータルで画面を切り替えるだけで10秒ぐらい待たされ、エクセルを印刷しようとしたらプレビュー画面が出るのに10秒かかり、プリンターのプロパティを開くとさらに10秒待たされ…、という感じで、仕事が全く進みません。 さらに、せっかく辞書登録をしたのに、数日に一回は認識されておらず、ログオフして入り直すのにまた時間がかかり、貴重な時間がどんどん奪われていきます。 1日に勤務時間は7時間45分あるのだから…とお考えかもしれませんが、この時期の現場は、たくさんの会議、研修、打ち合わせ、校外学習の下見、入学式の準備に追われており、“隙間時間”に仕事をするしかありません。 例えば会議の間に15分確保できたとしても、校務系へのログインに数分かかり、「パソコンを操作している時間」の数倍もの「パソコンの反応を待っている時間」が発生するため、動作が快適なパソコンなら3分で終わる仕事だけで、15分が終わってしまうのです。 コールセンターに電話して、基盤事業者から回答があっても、「たくさんの方が使っているため動作が重いと思われる」と言われますが、年度切り替えのこの時期、特に4月の当初から、パソコンを使わない教職員なんてほほいないだろうと思われるのですが、いったい、どのような想定をされているのでしょうか。 そもそも、学習系と校務系を分けていますが、スクールライフノート、SKYMENUやGoogle Classroom、ミマモルメの管理のために、学習系でも児童の個人情報を扱いますよね。 分ける意味、ありますか？ Skipポータルは、特別支援学級の児童の設定を一括でできなかったり、教職員の権限を付与するのに時間がかかったり、CIOの権限が4月1日から付与できなかったりと、不便なことが多すぎます。特にCIOの権限は致命的で、昨年度から継続している教職員に負担が集中しています。 昨年度まで教務主任をしていて、今年度から学級担任に復帰するのですが、ただでさえ不便なSKIPポータルの動作が遅く、エクセルすらもスムーズに動かないため、後任者との引き継ぎに膨大な時間を要し、学級の仕事が全くできていません。 仕方ないので、パソコンを使う人が減りそうな17時以降に一気に仕事を進めたいところですが、「働き方改革」「残業を減らす」という目標が管理職に課せられているので、気が引けてしまいます。 結局、時休を取得して自宅で夜に仕事をする、あるいは土日に仕事をする、という選択肢しか残されていないようです。 …何のための「教育DX」なのでしょう。	下記の、どれか一つでいいので、早急に実現してください。 ・校務系ネットワークの致命的な重さを一刻も早く改善する。（学習系と同等の快適性を実現する） ・SKIPポータルに、現場の意見を積極的に取り入れる。 ・仮想PCという制度を廃止する。 どれが一つでいいです。教育DXを本気で進めたいのであれば、もっと現場のことを考えてください。	学校運営支援センター（システム担当） 教育政策課（DX担当）	・校務系ネットワークについては、年度切替の業務繁忙の時期に教育情報ネットワーク環境の障害により、業務に多大なる影響があった件につきまして、申し訳ございませんでした。 年度切替時に発生していた校務系ネットワークの遅延については、様々な要因が重なり発生していたため、完全復旧に時間を要していましたが、Microsoft社と協議を行いながら以下の対応を実施し、現在は復旧しております。 また、今回の障害原因は毎年発生するものではなく本対策により障害解消しているため、次年度以降は発生しない見込みとなっております。 【校務系ネットワーク遅延解消対策】 ①画面転送（遷移）遅延解消のための設定変更作業を4/10以降に順次実施 ②文字入力遅延解消のための設定変更作業（辞書ファイル参照先変更作業）を4/22に実施 ③校務系仮想PCの遅延・フリーズ解消のためWindows Search機能の停止設定作業を5/21～22に実施 ④校務系仮想PC負荷軽減を目的としたサインアウト時間の短縮作業を6/2に実施 また、教育情報NWヘルプデスクへの現場からの問い合わせについては、早期改善に向け順次対応しており、上記の対応を含め、遅延改善の取組状況などの情報を、SKIPポータル及び教育情報NWポータルサイトにて適宜周知しました。 ・現状のSKIPポータルのCIO権限付与については、学校より業務システム文書送付機能を用いて決裁済みの申請書を送付いただき、登録を行っております。14時までに送付いただいた申請については、原則として当日処理を行うよう対応を行っております。 ・SKIPポータルに、現場の意見を積極的に取り入れることについては、次期校務系システムの再構築に向けた検討を行っているところであり、現場で実際にシステムを利用する教職員の方々へのヒアリング等を通して、直面されている課題を収集しながら進めています。 ・現行の教育情報ネットワークは、平成29年10月に文部科学省が示した「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」において、重要情報のある校務系ネットワークのインターネットからの分離方針が打ち出されたため、平成31年度から令和3年度末にかけて、当時のガイドラインにもとづき、校務系と学習系のネットワークを分離する方式で構築・運用開始を行いました。このため、学習系ネットワークから仮想PCを介して校務系システムを操作するしくみになっています。 ・最新のガイドラインでは、ゼロトラスト対策を講じたアクセス制御型ネットワークへの方針が示されていることから、令和9年10月に運用開始予定の次期教育情報ネットワークにおいては、現行の「校務系」「学習系」という区分を無くし、「アクセス制御」という技術を用いたネットワークの構築を実施しています。これにより、教職員用端末から直接校務系システムにアクセスすることとなります。	・校務系ネットワーク遅延については、現在解消しておりますが、遅延が発生した際には、復旧に向け迅速に対応し、遅延改善状況についてもSKIPポータル等で共有しながら進めていきます。 ・CIO権限付与については、送付いただきました申請書について速やかな処理を行ってまいります。引き続きご理解とご協力をいただけますよう、よろしくお願いいたします。 ・次期校務支援システムの仕様については、引き続き、令和7年度は、学校現場の教職員へのヒアリング等を通して課題を収集しながら、令和9年度中の稼働を目標に検討を続けてまいります。 ・次期教育情報ネットワークのスケジュールは以下のとおりです。 <table><tr><td>令和7年度～令和8年度</td><td>設計・構築</td></tr><tr><td>令和9年4月～9月</td><td>現行と次期の並行稼働期間</td></tr><tr><td>令和9年10月～</td><td>本格稼働</td></tr></table>	令和7年度～令和8年度	設計・構築	令和9年4月～9月	現行と次期の並行稼働期間	令和9年10月～	本格稼働	不要
令和7年度～令和8年度	設計・構築												
令和9年4月～9月	現行と次期の並行稼働期間												
令和9年10月～	本格稼働												

■教育政策の更なる充実を図るための教職員からの意見・提案にかかる対応状況について

番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	教育委員会の見解	具体的な対応策等	進捗確認
		現状の課題等	提案・改善策等				
1-③	7	4月当初より講師2名の欠勤が多く、特に5月中旬以降は毎日お休みされている状態でしたが、正式に退職していたわけではなかったため、代替人員の確保等にも動き出せない状態でした。 そして、6月上旬に正式に退職されましたが、補充の人員が来ることもなく、依然として2名の欠員が続いている状態です。 私は6年生の担任で、理科の専科をその講師の方にして頂いていましたが、5月はほぼ理科の授業がなく、せっかくの“空き時間”も代わりに他の教科の授業をするしかなく、全く校務等に回せない状況でした。もちろん、その分、時間外勤務が増えます。理科の空き時間があることを見越して、体育主任等の校務分掌も請け負ったので、本当に大変でした。 6月より学校長が理科を担当し、私の負担は減ったものの、今度は職員室のメンバーが手薄になっている状況です。 そして水泳学習が始まると、安全確保のためプールサイドで監視をする人員が必要で、WGBTも実測することが求められているため、その要員も必要です。こんな環境で学級担任が休むとなると、職員室から上げられる人員がおらず、同じ学年の担任がカバーするしかなく、“空き時間”がまた無くなります。 このような、一人の人員を捻出するのに必死な中、人権教育主担者は会議への参加が求められ、出張を余儀なくされています。 そして、ようやく平日を乗り切ったと思ったら、6月28日の“土曜日”は「大阪市人権・同和教育研究大会分科会」への参加を求められました。（本校では、教職員の半数が参加することを毎年求められています。）	なぜ、欠員が埋まらないのですか？現場の責任なのですか？二人の欠員が、現場にとってどれだけ大きな負担となっているか、委員会は認識しているのでしょうか。 また、なぜ、こんな大変な状況で、人権教育主担者の出張や、教職員の半数の土曜日出勤が求められるのでしょうか。働き方改革、というキーワードは、どこにいったのでしょうか。 私の個人的な状況ばかり書いていますが、退職した2名の講師は共に特別支援学級担当だったため、コーディネーターはもっと大変な思いをしています。時間外勤務時間もかなり多いと聞いています。 欠員を早急に埋めて頂きたいのは当然ですが、それができないのであれば、せめて他の業務を減らす、出張を減らすなど、現場の負担を減らす方を講じて頂きたいです。	教職員人事担当 保健体育担当（保健体育） 総合教育センター教育振興担当（専門研修）	年度途中の欠員を直ちに補充できず、教育現場に負担がかかっている状況が生じていることについて、重く受け止めています。 こういった欠員未補充の状況を解消するため、講師の確保に努めていますが、全国的な教員不足の中、必要数を確保できていない状況となっています。 水泳授業の監視人員につきましては、「水泳指導の手引き」に「使用する児童・生徒の人数に応じて監視の人数を増減する必要があるが、最低2名以上の監視者（指導者も含む）が必要である。」と明記しております。また、WGBT値につきましては、時間・場所によって状況が違いため、その都度計測が必要です。 児童、生徒の安全管理としてご理解いただきますようお願いいたします。 大阪市人権教育研究協議会の主催行事である、人権教育主担者の出張及び「大阪市人権・同和教育研究大会分科会」につきましては、校園の研修計画に基づき、校園長の裁量で行われておりますので、学校の状況によって判断してください。本市の学校園教育に密接に関係する活動として「公務」として取扱い、出張を可能とする場合もあり、平成19年3月30日「任意団体の活動に伴う出張の取扱いについて（通知）」で取扱いを整理し、周知しております。	教育委員会では、講師の確保に向けて、講師登録会の休日・夜間の開催や、地下鉄主要駅でのポスターの掲示等のさまざまな方策についても引き続き講じております。 さらに、講師登録者数の増加を目指し、地下鉄中吊り広告の掲出や行政オンラインシステムを利用した講師登録の運用を開始するなど、取組みを強化しているところ です。 また、令和6年度より「本務教員による欠員補充制度（特別専科教諭の配置）」を新たに導入しました。本制度では、産休・育休等による年度途中の欠員を補充するため、法律に基づく教員定数に加えて、市独自に本務教員を採用し、年度途中に欠員が発生した場合の代替教員（特別専科教諭）として配置することとしています。	不要

■教育政策の更なる充実を図るための教職員からの意見・提案にかかる対応状況について

番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	教育委員会の見解	具体的な対応策等	進捗確認
		現状の課題等	提案・改善策等				
2	1 2 4 7 9	多くの来日生徒に対する日本語指導のできる人材の確保が喫緊の課題である	外国人生徒の教育をコーディネートできる人材の確保	教育活動支援担当（人権）	多文化共生教育の推進について、大阪市教育振興基本計画での基本的な方向2「豊かな心の育成」において、社会を見据えた基本的な目標及び施策の大綱等を示しております。 多国籍化・増加する帰国・来日した児童生徒に対して、日本語指導、母語・母文化の保障等の支援を行っており、また、多様な価値観や文化を持つ子ども同士が互いの違いを認め合い、高め合うことができる多文化共生教育を推進しています。 日本語指導につきましては、編入学直後の小学1年生から中学3年生までの児童生徒を対象に、ごく簡単な日本語を理解したり表現したりする初期集中支援としてのプレクラス通級指導を行っています。プレクラス終了後は、小学1年生から3年生までの児童を対象に、在籍校で初期日本語指導のために、日本語指導協力者による支援を行います。小学4年生から中学3年生までの児童生徒は、日本語指導が必要な子どもの教育センター校に通級します。初期日本語指導を終えた小学5年生から中学3年生までの児童生徒に対しては、教科における日本語指導を行うJSLカリキュラム日本語指導員を派遣しています。また、日本語指導が必要な子どもが多く在籍している学校については、加配教員を配置しています。 多国籍化・増加する帰国・来日した児童生徒や共生のための教育の推進を図るキーステーションで、市内各教育ブロックに一つずつ、計4つ設置している各共生支援拠点には、コーディネーターが常駐し、母語・母文化の保障につきましてはキャリアコーディネーター、多文化共生教育については未来共生教育統括コーディネーターが相談等を受けつけています。	多くの来日生徒に対する日本語指導等のできる人材の確保は喫緊の課題です。多国籍化・増加する帰国・来日した児童生徒に対して、帰国・来日した児童生徒の教育をコーディネートできる人材（共生支援拠点のコーディネーター等）と連携し推進していく、日本語指導協力者や国際クラブ指導者（母語・母文化の保障等の支援）、多文化共生教育実践指導者（多文化共生教育の支援）といった有償ボランティアについて、引き続き人材確保に努めてまいります。 また、今年度より言葉が通じないことで生じる日々の学校生活での課題や負担を軽減するため、AI（機械）翻訳システムを導入しています。 なお、校内支援パソコンのSKIPポータルの連絡・書庫に「帰国・来日等の子どもの教育を進めるために」や、日本語指導に関する教材等を掲載しており、wakuwaku.com-beeには「学力の基礎としての人権教育 個別的課題の実践デザイン～多文化共生～」及び、日本語指導に関する研修動画を掲載していますので、ご活用ください。	不要

番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	教育委員会の見解	具体的な対応策等	進捗確認
		現状の課題等	提案・改善策等				
3	1 5 7	現在、年度当初から講師不足で欠員状態でスタートしなければならない現状があります。大阪市内に講師が集まらないことの原因の一つと考えられるのが、教員に課せられる業務の内容にあると考えます。私たち教員は、子どもたちとの信頼関係を築くために日々の学級経営や授業に力を注ぎ、安心安全な学校生活と学ぶ楽しさを実感できる授業の実現をめざしております。しかし、学校現場には、いわれもない風評による理不尽なクレームや教員の人格否定ともとれる言葉が保護者や子どもたちから投げかけられ、意欲を減退させる教員が続出しています。このような職場環境では、働き甲斐を持ちつつ教員としての力量を高めることは厳しい状況であると言わざるを得ません。大阪独自の分業体制を確立し、大阪の教員をめざして全国から教員が集まる教育環境を整えていただきたい。	改善策 1 スクールカウンセラーの全校配置とスクールロイヤーの行政区（24区）配置 改善策 2 カスハラ対応専門部署の設置 奈良県天理市のカスハラ対応 改善策 3 小学校における生活指導主事の配置（中学校の生徒指導主事） 改善策 4 不登校対応のためのスペシャルサポートルームの全校設置（サポーター枠の拡大） 改善策 5 ネット活用による人材確保（転職支援サイトとの共同プロジェクト） 改善策 6 外国人の雇用創出（特別支援教育専門スタッフ、急増する来日外国人支援スタッフ） 海外では業務内容の細かな分業体制が学校の中で進んでいると聞きます。特に、アメリカには子どもたちが日常的に悩みを相談するカウンセラーが常駐しているようです。友人関係や家庭のことなど、子どもたちが悩みを抱えたままにならない対策を大阪として取り組んでください。	こども青少年局 中央こども相談センター 教育活動支援担当（生活指導） 教職員人事担当 教育活動支援担当（人権） インクルーシブ教育推進担当	改善策 1・2 スクールカウンセラーの配置につきましては、大阪市は平成8年度から配置を進め、平成21年度以降は大阪市立全中学校に、令和4年度からは大阪市立全小学校・義務教育学校にも配置しております。 スクールロイヤーにつきましては、各教育ブロックに担当弁護士等を配置することにより、保護者の過度な要望も含め、学校園が抱える様々な問題に対応できる体制を整えているため、24区設置に向けた検討の予定はありません。 また、学校園派遣において、一定の時間を要する場合は、指導部担当指導主事が行うことができる「電話・メール相談」や各週実施の「法律相談窓口」にて担当指導主事を介して助言を得るなど、ケースバイケースでの支援方法の選択により、学校園がスクールロイヤーの助言を得ることができるよう努めております。問題が深刻化する前に積極的に活用いただけたらと思います。 改善策 3 教育委員会ではこれまで各学校の実情を精緻に把握し、特にきめ細かな指導が必要とされる学校につきましては、学習指導上、生徒指導上又は進路指導上の特別な配慮を行うために国から措置される「児童生徒支援加配」を活用することで、対応を行っているところです。引き続き、国に対して、各学校の課題等に応じて加配措置等が充実されるよう、要望してまいります。 改善策 4 文部科学省の「COCOLOプラン」に基づき、令和6年度より不登校児童生徒への支援策としての校内教育支援センター（スペシャルサポートルーム）のモデル設置を行い、その効果を検証しているところです。 改善策 5 ネットを活用した人材確保の取組について、教員採用選考テストにおいて、専門性を有した多様な人材を採用するため、研究者・技術者等の人材情報を扱う転職支援サイトに掲載し、普通免許状を有しない方を対象とした出願区分「スペシャリスト特別選考」の情報を掲載する取組を行っています。 講師の募集についても、求人サイトへの掲載や行政オンラインシステムを利用した講師登録の運用を行っています。 改善策 6 大阪市教育振興基本計画での基本的な方向2「豊かな心の育成」において、多国籍化・増加する帰国・来日した児童生徒に対して、日本語指導、母語・母文化の保障等の支援を行っております。また、多様な価値観や文化を持つ子ども同士が互いの違いを認め合い、高め合うことができる多文化共生教育を推進しています。 令和2年度より「外国につながる児童生徒の受入れ・共生のための教育推進事業」として、多国籍化・増加する帰国・来日した児童生徒に対する支援や共生のための教育の推進を図るキーステーションとなる各共生支援拠点を市内4か所、教育ブロックごとに設置しました。 各共生支援拠点にはコーディネーターが常駐し、母語・母文化の保障につきましてはキャリアコーディネーター、多文化共生教育については未来共生教育統括コーディネーターが相談等を受けつけています。加えて、通訳者等外国人人材や日本語指導員の人材確保に努めています。 また、各校からの申請に基づき特別支援教育サポーターを適切に配置し、教職員と連携しながら校内における支援体制の充実に努めています。	改善策 1・2 現在、本市教育委員会におきまして、カスハラ対応専門部署はございませんが、理不尽なクレームや教員の人格否定ともとれる言葉等のハラスメントに対しては、法的な対応も含め、スクールロイヤーが「こどもの最善の利益」のために学校・保護者との協議に第三者的な立場で参加することは考えられます。引き続き、各教育ブロック担当指導主事との連携による状況に応じたスクールロイヤー事業の活用をお願いします。 改善策 3 今後も国からの加配措置状況をふまえ、対応人員の配置に努めてまいります。 改善策 4 今後は令和8年度3月で検証を終え、その結果を踏まえ、令和8年度4月より、適切な配置に向けて進める予定です。 改善策 5 引き続き求人サイトの活用を含め、様々な方策等、取組みを進めてまいります。 改善策 6 今後も、多国籍化・増加する帰国・来日した児童生徒や支援が必要な児童生徒に対し、各校の実状を踏まえ、校内における支援体制の充実や、外国人人材を含め対応する人材の確保に努めてまいります。	改善策 1・2・4 要 上記以外 不要

番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	教育委員会の見解	具体的な対応策等	進捗確認
		現状の課題等	提案・改善策等				
4	その他	給食調理室の冷房設備工事を早急に進めてほしいです。交代で水分補給をするなどできる限りの熱中症対策をしながら調理業務をしてくださっていますが、年々猛暑日が増えており、大変厳しい環境です。 調理服に帽子、マスク（これは決まりなので仕方ないのですが）と通気性もよくない状況、調理中の釜の近くは40℃を越えです。スポットクーラーの冷風は作業しているところにはもちろん届かないですし、かなり近くまでいかないと冷風は当たりません。 作業があるので、スポットクーラーの前にいけるのはほんの数秒程度…その程度ではほとんど意味がありません。 誰がいつ倒れてもおかしくない状況で、本当に毎日危惧しております。他校でも熱中症になった従事者の方がおられると耳にします。死者が出るのも時間の問題ではないでしょうか。そうなってからでは遅いと思います。 加えて、このような高温多湿の環境に調理済のおかずを1時間近く放置していることも衛生管理上大変気になっております。衛生には十分注意しながら作業を進めておりますが、室温気温共にあまりに高いため、何か手を打つ方法があればと思います。	早急に冷房設備工事をお願いしたいです。もしくは8月末の給食提供を見直していただけないでしょうか。 また、調理済みのサラダや和え物を保管しておくような冷蔵設備の設置についてもお検討いただきたいと思います。	保健体育担当（給食） 施設整備課	給食室の暑さ対策については従前より課題であると認識しております。 給食室という特性上、スポットクーラーや空調服の使用等につきましては、釜などの炎に風を当てられないといったことや、異物混入防止のため留意事項を設けながらではございますが、調理従事者の労働安全の観点から、通気や被服の調節など暑さ対策として可能な取扱いを周知し、取り組んでいただいているところです。 教育活動を実施していくためには、8月中の学校給食の提供は必要不可欠なものと認識しております。こうした状況の中で、当然のことながら、給食調理従事者の負担軽減に取り組む必要があることから、8月の献立においては、1品を加熱を伴わない小袋やゼリーなどを取り入れることにより、暑さを軽減できるよう工夫を図っております。 また大量調理においては、調理後2時間以内喫食が望ましいとされていることから、献立ごとの調理工程について、衛生管理基準に照らしながら、提供時間を考慮して作成するよう指示しており、その工程を経て調理された食品については、衛生管理上問題はないものと認識しております。なお、本市においてはサラダなどの冷やして提供を行う献立を取り入れていないため調理後の冷却設備の設置は行っておりません。	スポットクーラーやアイスベスト等の使用などにより、暑さ対策を行っています。また、調理従事者の健康管理については、本市教育委員会作成の「給食調理・衛生管理マニュアル」に調理作業の前に、個人の健康状態を確認することや熱中症対策について記載しており、水分補給を心掛けることや体温調節に努めることなどを明記しています。今後も給食室の暑さ対策について、検討してまいります。 現在、給食調理室の空調設置に向け、給食調理室建築の設計に係る事案から取り組んでいます。なお、建設工事市場の現状を踏まえすと、全校への設置を一斉に進めることは困難な状況となっており、全校設置に向けての手法やスケジュールについて、検討を進めています。	要

番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	教育委員会の見解	具体的な対応策等	進捗確認
		現状の課題等	提案・改善策等				
5	その他	2点あります。 ・給食室にエアコンがついていないので、調理従事者の健康面が心配であるし、食材の保管状況が悪く献立がなくなったり、調理面での留意点が増え工程が変更になったりしています。調理従事者は、マスクも帽子もかぶっており熱がこもり汗だくになります。体質により流れるような汗で汗が入る恐れもあります。安心・安全・美味しい給食が確保できていません。 ・学校給食調理業務民間委託にかかる業務評価を2回/年実施していますが、何のために評価しているのか意味を見いだせません。実施するにあたり毎日の業務で指示したことや調理従事者・業務責任者の実態を記録していますが、本当のことを書いて提出すると保健給食課からこの書き方では公開できないということで訂正を求められます。先日、4時間も回転釜の種火をつけっぱなしであった事例がありました。幸い火事には至りませんでした。その際の対応も現場主任・副主任・業務責任者は一般常識がないように思われました。業務責任者にいたっては、東住吉区で報道のあった業者とはわが社は違いますと言っていますが、何ら変わらないように思います。保護者も出席する運営委員会に参加していただくのは、学校側としては恥ずかしく思っています。評価をしても入札されて契約されるを繰り返しており、何の改善もありません。我々の業務も多様化しており、無駄なことに費やす時間がおしいです。公開してもいいように評価するのではあれば保健給食課でしていただきたいです。	2点あります。 ・給食室にエアコンを早急に付けていただきたい ・学校給食調理業務民間委託にかかる業務評価を廃止してください。	保健体育担当（給食） 施設整備課	給食室の暑さ対策については従前より課題であると認識しております。 給食室という特性上、スポットクーラーや空調服の使用等につきましては、釜などの炎に風を当てられないといったことや、異物混入防止のため留意事項を設けながらではございますが、調理従事者の労働安全の観点から、通気や被服の調節など暑さ対策として可能な取扱いを周知し、取り組んでいただいているところです。 学校給食調理業務民間委託にかかる業務評価につきましては、学校給食を円滑に実施するために仕様書に基づき、安定的かつ継続的に行われているか等について、年に2回、受注者の評価を行うこととしております。 また、ご意見にございますような個別の調理事故等への対応といたしましては、その都度、事故報告書や改善報告書を民間委託事業者から学校及び教育委員会に提出させ、再発防止に努めております。 業務評価の実施にあたっては、該当校にて作成いただきました業務評価シートを基に、教育委員会が総合的な評価を行うこととしております。事実が記載された内容を修正することはございませんが、作成いただいた内容に、調理従事者の評価など評価対象外事項が含まれている場合は、学校と調整のうえ、修正を行っております。 また、仕様書等の水準を満たしていない項目については、受注者に改善を求めるとともに、学校及び教育委員会へ文書での報告を求めています。継続的に給食事業を実施し、事業内容の維持向上を図っていくために業務評価は不可欠であると考えております。	スポットクーラーやアイスベスト等の使用などにより、暑さ対策を行っています。また、調理従事者の健康管理については、本市教育委員会作成の「給食調理・衛生管理マニュアル」に調理作業の前に、個人の健康状態を確認することや熱中症対策について記載しており、水分補給を心掛けることや体温調節に努めることなどを明記しています。今後も給食室の暑さ対策について、検討してまいります。 現在、給食調理室の空調設置に向け、給食調理室建築の設計に係る事案から取り組んでいます。なお、建設工事市場の現状を踏まえますと、全校への設置を一斉に進めることは困難な状況となっており、全校設置に向けての手法やスケジュールについて、検討を進めています。 業務評価につきましては左記のとおり、必要なものであると考えております。評価結果をさらに給食事業の維持向上につなげるための有効的な活用手法について継続して検討してまいります。	要

番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	教育委員会の見解	具体的な対応策等	進捗確認
		現状の課題等	提案・改善策等				
6-①	1	令和6年4月1日付事務連絡「令和6年度学校維持運営費予算業務委託の拡充（試行実施）」について」において、各校に上限を20万円として業務委託または業務に必要となる備品・消耗品の購入のための予算が配当されることになり、その追加対象事項として「プール、床、トイレ清掃業務委託」「教室または体育館ワックス掛け」「エアコン分解洗浄業務委託」「運動場にがり散布業務委託」などが挙げられており、教員の負担軽減の趣旨に沿った目的であれば、上記以外の業務での執行が可能とされております。現場では教員の働き方改革を進めるためにこの予算を活用して、「プール清掃」と「にがり散布」を業者に委託し、教員の負担を軽減することができている学校が多くおおいに感謝するところです。しかしながら本校のような大規模校では、教室数が多いことから毎年のように複数台のエアコンの調子が悪くなるため「エアコン分解洗浄業務委託」に多額の予算を要するため、教員の負担軽減につながる活用ができておりません。例示されている業務のうち、ほとんどのものは教員の手で行うことができますが「エアコン分解洗浄業務」だけは業者に委託するほかありません。管理作業員単数配置校には学校環境整備事業として相当額の配当があり「エアコン分解洗浄」を業務委託することができませんが、本校のような管理作業員複数配置校にはその配当がないため、いかんともしがたく、他の予算を流用して「エアコン分解洗浄業務委託」にあてております。	大規模かつ管理作業員複数配置校への「委託料」の増額、もしくは「エアコン分解洗浄業務委託」の市の一括契約および支払い	学校運営支援センター（学務担当）	・「学校維持運営費予算」は、学校関係予算のうち、学校において日常使用する経費で構成されている予算で、各学校へは児童生徒数や学級数等を勘案して、予算を配当しています。 ・各学校では、実情に応じ、長期的な観点や優先順位等を勘案し、計画的に、学校長が毎年予算執行計画を策定し、予算を執行しています。 ・「業務委託の拡充」は、令和5年度から、教員が必ずしも行う必要のない業務の一部を民間事業者に委託することにより教員の負担を軽減し、本来業務の充実が図れるよう、令和5年4月から実施状況や申請方法を検証するため、試行実施しており令和8年度4月より実施予定です。上記で各学校に配当した予算とは別に、「学校維持運営費予算」の一部を財源とし、本市全体の予算編成状況や実施状況を踏まえ、配当額を決定しています。 ・委託内容は、プール清掃、運動場にがりまき、トイレ清掃、エアコン洗浄などであり、各学校の実情に応じて学校長が委託内容を選択できるようにしています。これらの業務は、管理作業員単数配置校では既に外部委託が可能となっています。試行実施では、これらの業務を単数配置校以外の学校でも外部委託できるようにしています。 ・維持運営費予算全体に限りがある事情もございますので、各学校に配当する委託料の増額は困難です。 ・各学校では、配当された予算の中で、実情に応じ、優先順位等を勘案し、計画的に、毎年予算執行計画を策定し、予算執行しておりますのでご理解ください。 ・また、契約については、各学校の委託内容や実施時期が異なるため、計画的に各学校で契約を行っていただいているところです。 ・ご不明点等がある場合は、学校運営支援センター学務担当までご相談ください。	・左記のとおり、本市全体の予算編成状況や実施状況を踏まえ、今後も各学校の実情に応じて学校長が選択できるよう取り組んでまいりますので、引き続き、ご理解とご協力をお願いします。	不要

■教育政策の更なる充実を図るための教職員からの意見・提案にかかる対応状況について

番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	教育委員会の見解	具体的な対応策等	進捗確認
		現状の課題等	提案・改善策等				
6-②	6	令和7年7月15日付事務連絡「大阪市立学校園における撮影を目的としたデジタル機器の運用ガイドラインの改定について」において「教師個人のスマートフォン等の私的な端末で児童生徒等を撮影することのないよう」指示がございました。昨今の教員の不祥事を鑑みれば致し方ないことと感じております。しかしながら、現場においては学習や行事の記録をのこすだけでなく、けがの記録、体調不良時の症状の記録、学校だより、学年だより、学級通信、学校ホームページなどによる情報発信などのため、教員は日常的に児童生徒の写真を撮影をしており、私的端末の使用禁止は教育活動に与える影響が大きいため、早急な代替策の実施が必要です。	教員一人一台のデジタルカメラ購入予算の速やかな配当、もしくは市一括購入による全教員への貸与（てんかん発作、心臓発作、熱中症などの症状の記録のため動画撮影機能も必須）	初等・中学校教育担当（初等・中学校教育） 教育政策課（DX） 学校運営支援センター（システム担当）	多くの学校園では、教育活動の記録や学校園のホームページ等による情報発信、幼児児童生徒の健康状態の把握等のために、校園長の許可のもと、教職員の私物端末を用いた幼児児童生徒の撮影が業務として行われてきました。 しかし、他都市において発生している度重なる教師による児童生徒に対する性暴力等の事案の発生を受け、文部科学省より、「教師個人のスマートフォン等の私的な端末で児童生徒等を撮影することのないよう」等の指示が出されたことから、「大阪市立学校園における撮影を目的としたデジタル機器の運用ガイドライン」を改訂いたしました。 それに伴い、これまで行っていた業務の一部に影響を及ぼしていることについては認識をしております。 今後は、業務の利便性を向上させるための対応策の検討が必要と考えております。	令和7年8月18日に、運用ガイドラインに係る補足資料を各校園へ周知し、現状の学校園用の端末等を使用した対応策等、私的な端末を使わずに教育活動を行う方法について周知いたしました。 今後、学校園の業務の利便性向上のために、文部科学省からの「児童生徒性暴力等の防止等に関する教師の勤務規律の確保の徹底について（通知）」の主旨を踏まえながら、大阪市教育局情報セキュリティ対策基準に照らしつつ、引き続き、よりよい方法について、今年度末までに検討してまいります。	要

番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	教育委員会の見解	具体的な対応策等	進捗確認
		現状の課題等	提案・改善策等				
7-①	7 その他	各校で実施してる就学時健康診断について現状をお伝えし、改善を検討していただきたいと考えます。 ・就学時健康診断は、区役所から送付される就学予定者名簿に基づき、各校で保護者に案内を出し、学校医と日程調整した上で実施日を決定し、進めています。 ○課題 区役所の住民情報に基づき、8月に就学予定者のデータが校務系PCのSKIPへ反映されます。その後の異動（転出・転入）については、区役所からの通送で届いた書類により、学校で手入力をしていきます。学校の担当者による手入力のために、漏れやミスが出たり、保護者は転入手続きをしたにも関わらず、区役所からの通送が学校に届いていない、もしくはタイムラグがあることで当日の名簿に反映されず、苦情や個別対応になったりするなど、学校にとって負担感のある行事の1つになっています。また、欠席した家庭の連絡先（電話）が就学予定者名簿ではわからないため、連絡する術がなく、ポスティングしに行ったり、レスポンスのない家庭の住居確認や再度のポスティングなど、事後対応なども負担のかかる業務になっています。さらに、入学児童の把握や確定が遅れていくことで、学級数が定まらなかったり、入学式直前に転居により転出したなどにより、名簿やクラス分けなどをやり直すことも毎年のようにあります。学校医との日程調整も難しく、院の休診日などの違いやレスポンスの差、学校医の複数校兼務による複雑な日程調整などにより、就学時健康診断の実施日の決定が遅れ、保護者への周知も合わせて遅れるという課題もあります。	働き方改革における「3分類」のうち、「基本的には学校以外が担うべき業務」もしくは「学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務」に当てはまると考えます。 他府県や他市町村のように、住民情報を管理している区役所で就学時健康診断を実施する方が、児童や家庭の把握や管理を確実にこなえるため良いのではないかと考えます。医師会などを通して、健診医を決定して進めることでスムーズに実施することができると考えます。一方、就学（教育）相談やアレルギーの有無をはじめとする個別対応、入学説明会などの業務を学校が担うことで、より児童一人一人の状況を把握し、教育に生かすことがきると思います。 区教頭会や市幹事教頭会でも以前から意見の出る案件です。他府県、他市町村がと同じように、就学時健康診断を区役所（市役所）で実施し、入学説明会などを学校が実施するという棲み分けをおこなうことで、正確かつ確実な実施とともに教員の働き方改革にもつながると考えます。ぜひ、ご検討をお願いいたします。	保健体育担当（保健体育）	就学時健康診断につきましては、学校保健安全法により市町村の教育委員会が行うこととされているところですが、例年、開催にあたりましては、各小学校、義務教育学校に協力いただきながら実施しております。 ご提案いただきました本健診を区役所で実施することについてですが、現在、本検診の受診にあたっては、住所地在属する通学区区域校において受診することとしております。本検診は就学にあたり不安や心配を抱える保護者の皆さまとお話ができる貴重な機会として、次年度の校内での学級編制や教育活動に活用されていると認識しており、多くの指定都市においても各小学校の協力のもと実施されております。学校医等が初期の段階から携わり、入学後も継続して子どもたちの成長や健康状態等を観ていただいている状況なども踏まえますと、引き続き、各校のご協力を得ながら実施をしていくことが、子どもたちの健康の保持増進につながるものと考えております。	現在、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づいて、就学事務システムの標準化に向けた準備を進めており、令和8年1月から就学事務暫定システムへ移行する予定ですが、システム移行後は、本件に係る帳票については、原則メールにPDFとして添付したうえで、各学校に連携させていただく予定です。 就学時健康診断の実施にあたって、各家庭あてに受診案内を発送しておりますが、実施日において受診ができない場合については、保護者より実施会場となる学校へ欠席の連絡をお願いしております。 本検診業務におきましては、委員会としては欠席した児童への対応は、各校にご依頼しておりませんが、しっかりと取組んでいただいていることに感謝しています。今回ご意見のあった事後対応については、本健診の機会を通じて当該校として配付いただいている案内などについて、別途事後対応されているものであると推察しております。 本事業の実施にあたり、引き続き皆さまからのご意見等を参考にしながら、負担軽減や課題解決ができるよう方策について、調査・研究してまいります。	要

番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	教育委員会の見解	具体的な対応策等	進捗確認
		現状の課題等	提案・改善策等				
7-②	7 その他	近々、参議院選挙が行われますが、選挙時における立候補者による個人演説会の対応について検討をお願いしたいことがあります。 ○課題 ・立候補者の個人演説会については、学校施設を使用し、夜間等に行われますが、施設管理者として学校の管理職が演説会が終わるまで待機する必要があります。選挙に関わる法律などでも学校施設を使用することが明記されているかもしれませんが、体育館等を使用する際の施錠をはじめとする対応が発生し、時間外勤務になっています。選挙当日や学校体育施設開放事業は、区役所や団体が運営・管理を行うため、学校の負担はありませんが、個人演説会だけは学校が関わっての対応になっています。 ・教育委員会の担当者に過去問い合わせを行った管理職の話によると、以前に出された通知文に基づき、学校が対応するものとして返答されているとのことです。	個人演説会の対応についても、選挙当日や学校体育施設開放事業の対応と同じように、学校の負担にならないような配慮をお願いしたいと思います。	施設整備課	個人演説会の対応にかかるご意見につきまして、本市の選挙事務については、公職選挙法、公職選挙法施行令及び大阪市選挙関係事務執行規程(以下、「当該法令等」という。)に基づき実施されています。 当該法令等には、学校を使用して個人演説会を開催することができること、施設管理者は個人演説会に必要な設備を準備しなければならないこと、候補者等が学校を使用したときは当該開催申出に係る時間内に後片付けをし、施設管理者に引き渡さなければならないことが定められています。 当該法令等に基づき、個人演説会にかかる会場の設営・撤収作業については、区選挙管理委員会が派遣する業者が行っておりますが、個人演説会開催中は施設管理者が施設管理にあたる旨について選挙管理委員会事務局長から教育長に対しての依頼を受け、この旨を教育長から各校園長に通知しています。 個人演説会については、選挙投票日や学校体育施設開放事業とは異なり、早くて公示または告示日の翌々日から学校を使用することが可能であるため、区選挙管理委員会において個人演説会開催に必要な設備の把握等について十分な対応を図ることが困難であること等により施設管理者でもある学校において対応をいただいているところです。 なお、選挙投票日の施設管理については、これまでの実績や選挙投票日まで相当な期間があり、区選挙管理委員会が事前に学校と機材の準備および片付け、借用する部屋、鍵の受け渡しなどの確認や調整を行うことが可能であること等により、投票日当日の施設管理は区選挙管理委員会が投票所ごとに責任者を定めて対応が行われています。 また、学校体育施設開放事業については、これまで計画的に実施されているとともに大阪市学校体育施設開放事業実施方針により学校長は学校施設管理者としての責任を負わないと定められており、各校区に地域住民や利用団体、学校関係者等で組織する「運営委員会」により、利用にあたってのルール等を定めるなど、事前に利用団体等による施設管理の調整が行われています。	関係法令に基づき公職の候補者は、多人数を集めて行うことができる学校や区役所附設会館等を使用して、個人演説会を開催することが可能であります。選挙という国民の最も基本的、かつ重要な政治参加の機会であり、とりわけ個人演説会等は、選挙における候補者を知る主な手がかりのひとつであることから、選挙・個人演説会等の重要性に鑑み、ご理解いただきますようお願いいたします。	不要

■教育政策の更なる充実を図るための教職員からの意見・提案にかかる対応状況について

番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	教育委員会の見解	具体的な対応策等	進捗確認
		現状の課題等	提案・改善策等				
8-①	17	大阪市内の教員の休養室（更衣室）に空調がついていない。35年大阪市の教員をしていますが、一度も整備された学校に勤めたことはありません。夏は、朝、夕、更衣する時に汗だくになる。休養室で休憩できる環境でない（休憩時間さえないが）。教員以外の会計年度任用職員にとっても、昼休憩する場所がない。体調が悪くなって休養するにも、使用できない。安全衛生委員会で校医からあまりにも劣悪な環境であると意見をいただいた。こんな劣悪な職場の環境だと大学生が知ったら、さらに大阪市教員への志望率は低下すると思います。	空調を全小学校に整備していただきたい。	教職員給与・厚生担当 施設整備課	学校へのエアコン設置については、平成5年度以降、職員室や保健室などの管理諸室と、多目的室・音楽室・図書室などの一部特別教室に設置した後、平成24年度から普通教室、令和2年度から中学校体育館に設置しました。現在は、近年の気温上昇の状況も踏まえ、児童・生徒の使用する部屋から、順次設置しており、令和8年度以降に小学校体育館への設置を進める予定です。 休養室は、体調不良等で一時的に休む必要がある場合に安静に過ごす場所で、労働安全衛生規則第618条において、常時50人以上又は常時女性30人以上の労働者を使用するときは、事業者に設置が義務付けられていることから、本市においても、設置を行っているところですが、エアコンについては、法令で設置が義務付けられていないことから、現時点においては未設置となっています。 また、休憩室は、休憩時間や仕事の合間などに気分転換をするための場所ですが、法令では、事業者には設置は義務付けられておりません。	休養室へのエアコン設置については、直ちに実施するのは困難ですが、近年の気温上昇や他都市状況を踏まえ、必要性について、調査・研究してまいります。	不要

■教育政策の更なる充実を図るための教職員からの意見・提案にかかる対応状況について

番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	教育委員会の見解	具体的な対応策等	進捗確認
		現状の課題等	提案・改善策等				
8-②	9	人事異動の内示は、教員が3月の修了式間際、講師については、春季休業中。管理職は、転勤7日前。地域・保護者だけでなく、児童にも別れを告げず、学校を去ります。新年度始業式、本人がいない状態で、地域、保護者、児童が初めて異動を知るような状態です。業務の引継ぎもできず、慌ただしく去る状態である。また、同じように新しい職場へ赴任しても、引継ぎができていない状態で4月1日に新年度の業務が始まります。教育界では新年度の3日間を「黄金の3日間」と言います。新年度の3日間で児童と万全の準備をした状態で出会い、学級の仕組みを整えることで、質のよい教育を提供し続けることができる。反対に、その3日間をおろそかにしてしまうと、学級崩壊へ向かう陰しい一年となるというのが常識です。そうならないために、4月のスタートを万全の準備をして迎えようとしているのに、内示が遅いことで、新年度の担任・担当を決められない。新年度の準備ができない。児童を迎える数日前に担任・担当が決まる。準備できないまま児童を迎える。授業、学級経営が成り立たない。学級が崩壊する。休む教員が出る。また、新年度直前にいきなり担当を告げられて、戸惑い、辞退する講師が多く出ている。歓送会なんてする時間もなく、新しい職場に移ってからの5月に行っている。他職では考えられない異常な日程や状態だと思います。管理職はもっと過酷な状況です。ほぼ引継ぎはできない状況で、4月1日に赴任します。学校のトップが学校の状況を知らない状態で、その年度の学校運営について教職員に4月1日に運営方針を話すわけです。教職員は前校長がほぼ考えた、あるいは、前任校での運営方針をそのまま持ってきたと見抜きながら、校長の運営方針を聞いています。しかし、7日間、実質5日間で、前任校の業務と新任校の業務を引継ぎ、前任校の新年度の運営・人事体制と新任校の運営・人事体制を考え、作ることは不可能ですから。初日から校長への信頼も下がります。一番残業時間の多い教頭は、土日出勤しても到底引継げるはずありません。	内示を1ヶ月前倒しすることにより、教育の質の向上につながります。また、教員、講師、管理職の離職率、精神疾患での休業・休職が軽減されると考えられます。	教職員人事担当	一般教職員の1次内示については、令和5年度末の人事異動から、従前の日程より3日程度前倒しを行ってきました。 ご提案いただきました学校園の異動内示を仮に2月に早めた場合、以下の不確定要素を考慮しながら検討する必要があります。 ・次年度の学級見込数が確定せず、必要な教員数の変動数が3月に比べて大きいこと。 ・予期していない急な退職者や新規採用者の辞退の把握が、3月に比べて困難であること。 ・異動予定者が病気や事故などの不測の事態により、予定していた異動ができなくなる可能性が3月に比べて高いこと。 これらの不確定要素がある中で、内示後に上記に示すような事象が発生した場合、毎年多数の異動人数（令和6年度末人事異動人数：約2,000人）を扱う人事異動全体の中で、再検討といった調整が困難になる問題が生じると考えています。 また、学校及び教育委員会事務局の管理職人事異動については、市長部局の管理職人事異動と一体で実施する必要があります。 一方で、新任校園所長発令式や新規採用者全員を集合させての発令式の実施を見直すなど、学校現場で新年度当初の準備期間がしっかり確保できるよう努めています。	ご提案の趣旨と左記に示す問題点を踏まえると、現時点においては内示の前倒しは困難です。	不要

■教育政策の更なる充実を図るための教職員からの意見・提案にかかる対応状況について

番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	教育委員会の見解	具体的な対応策等	進捗確認
		現状の課題等	提案・改善策等				
9	7	数年前、明らかに部署が原因の精神疾患（適応障害）と診断されているにも関わらず、異動が認められなかった。 民間ではこういった場合、本人の意向も汲み、本人やストレスサーとなっている人間の配置換えを行うなどできるだけ配慮してもらえるが、特に面談もなく「そんな状態の者は逆に異動させられない」と判断された。適応障害はうつ病とは異なり、環境要因が大きく、環境を変えれば寛解に至る確率が高い。それにも関わらず、そこで働かせ続けるということは、人材を大切にしない（そのまま疾患を悪化させ、最終的には辞めてもらって結構）というメッセージに受け取られるのだが、人事課の見解を聞かせてもらいたい。	第3項であろうが、適応障害による異動がもっと認められるように仕組みを変えていたきたい。	教職員人事担当	教職員人事異動方針【教員実施要領】第3項該当者の異動については、令和6年度末の人事異動方針では次の何れかに該当する場合に限り異動対象とすることとしました。 （1）特別な事情がある場合 近親者の同一校勤務、遠距離通勤及び保育事情等の特別な事情により異動対象とする必要があるもの （2）校園長が特に必要と認める場合 教職員人事異動方針【教員実施要領】1・2項該当者の異動後なお過員が解消しない場合又は異動により当該教員の意欲・資質の向上が図られると考えられる場合等の理由により、校園長が特に異動対象とする必要がある者 なお、この場合、校園長より「特別事情等に関する内申書」を提出いただいています。 ご提示いただいた事例の場合、「特別事情等に関する内申書」の内容を踏まえて慎重に審査し判断していくものと考えております。 第3項該当者の異動にあたっては、人事異動に係る校園長からのヒアリングなどにおいて、当該教諭の状況を丁寧に聞き取りながら進めることとしています。	今後も提出された「特別事情等に関する内申書」の内容を踏まえて慎重に審査し、判断していくものと考えております。	不要

■教育政策の更なる充実を図るための教職員からの意見・提案にかかる対応状況について

番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	教育委員会の見解	具体的な対応策等	進捗確認
		現状の課題等	提案・改善策等				
10	7	様々な教育活動の増加（道徳の教科科・外国語・ICT・総合的読解力育成カリキュラムなど）、教職員の不足、児童（保護者）対応の長期化により業務量が大幅に増加しています。	児童への生活指導・事務作業の増加に対応するため、放課後の時間をいかに確保するかという事に苦慮しています。教育課程の見直しは急務かと思いますが、様々な提案への回答に「各校の実情に合わせ、過当たりの授業時数を減らしたり、小学校４０分・中学校４５分授業を導入したりするなどによる時間確保を行い、児童生徒の指導・支援、教材研究や会議・打合せの時間など学校裁量の拡大を図ることにより、教育の質の向上を図っていただきますようお願いします。」とあります。これは、小学校であれば、４０分を１コマとしてカウントしてもよいという捉え方でよろしいのでしょうか。４０分にすることで8/9コマカウントとなり、授業時間数が増やさないといけないのであれば、根本的な時間の確保にはつながらないかと思いますが。	初等・中学校教育担当（初等・中学校教育）	小学校40分・中学校45分授業の導入については、令和6年11月29日付け事務連絡「『「令和の日本型学校教育」担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について（答申）』を踏まえた取組の徹底等について」の別紙２「２ 教育の質の向上を目指すための教育課程の工夫について」の工夫例として標準時数の計算法ととともに周知をしております。 ご提案いただいた40分を１コマとカウントしてもよいかということにつきましては、学習指導要領で示されているとおり、小学校高学年であれば、１単位時間45分に、年間標準時数1,015コマを乗じると、年間総授業時間は、45,675分となり、この年間総時間数は40分授業であっても必ず確保する必要があります。この総授業時間を、１単位時間40分で確保するためには、約1142コマが必要となります。つきましては、小学校40分授業を導入した場合は、39～40週の授業実施によって、45分授業と同様の年間総授業時間の確保ができます。 学校裁量の拡大については、小学校40分授業・中学校45分授業の実施のほか、過当たり授業時数27・28単位時間の設定や、不定期の授業時数の工夫等、学校の実情に応じた教育課程の工夫による時間確保を行うことで、各校が教育の質の向上を図れるよう、引き続き支援してまいります。	今後も、文部科学省からの通知を踏まえて、全国の自治体や大阪市内の公立小・中学校の事例等を示していくことで、各校のさらなる教育課程の工夫・改善の取組を支援してまいります。	不要

■教育政策の更なる充実を図るための教職員からの意見・提案にかかる対応状況について

番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	教育委員会の見解	具体的な対応策等	進捗確認
		現状の課題等	提案・改善策等				
11	1 その他	①就学時健康診断の実施に際しては、事前の周知、検診場所の確保や準備、検診等の対応で学校現場は大きな負担を強いられており、加えて実施日には授業をカットせざるをえない。大阪府下でも学校外で実施している市町村があり、毎年市小学校長会から市教委へ要望としてあげていただいているにもかかわらず、学校に送られてくる実施要項からはその進捗がみられない。 ②老朽化したプールの管理、日々の水量や水質の管理、熱中症対策や清掃等、日々安全にプール水泳を進める上での教職員の負担が増大し、昨今費用対効果が低くなってきている。こうした状況を踏まえ、大阪府下の市町村でもプール水泳の民間委託が広がりつつある。	①区役所や保健福祉センター等で行うことや、保育所や幼稚園の健診結果をもって就学時健康診断とする等の新たな取り組みを導入していただきたい。早期実施に向けて市教委内でプロジェクトチームを立ち上げ、その進捗やなぜ今回も教育委員会ではなく各校で実施することになったのか等、毎年実施要項に記載し丁寧な情報発信をしていただきたい。 ②すでにプール水泳を民間委託で実施している市町村の情報を得ながら大阪市の課題を整理し、全校で民間委託となるよう前向きに検討していただきたい。	保健体育担当（保健体育）	就学時健康診断につきましては、学校保健安全法により市町村の教育委員会が行うこととされているところですが、例年、開催にあたりましては、各小学校、義務教育学校に協力いただきながら実施しております。 ①本健診を区役所で実施することについてですが、現在、本検診の受診にあたっては、住所地が属する通学区域校において受診することとしております。本検診は就学にあたり不安や心配を抱える保護者の皆さまとお話ができる貴重な機会として、次年度の校内での学級編制や教育活動に活用されていると認識しており、多くの指定都市においても各小学校の協力のもと実施されております。学校医等が初期の段階から携わり、入学後も継続して子どもたちの成長や健康状態等を観ていただいている状況なども踏まえますと、引き続き、各校のご協力を得ながら実施をしていくことが、子どもたちの健康の保持増進につながるものと考えております。 ②プールの民間委託につきましては、府内の市町村におかれても学校数や近隣の民間施設等に応じた検討・検証に取り組んでいます。本市においては大阪市立小中学校全校の受け皿となる施設の確保、民間施設への移動による通常授業への影響、民間施設が持続可能な施設かどうか等、民間委託する際のあらゆる可能性を考慮することが必要であると認識しており、プールの民間委託については、現状難しいと考えております。 なお、現段階では、学校プールの老朽化による修繕工事の際に、標準設備の検討といった対応により、先生方の負担軽減及び児童生徒が安全に水泳授業を実施できるよう、施設面での改善が見込まれると考えております。	①については、各校での実施にあたり、負担軽減や課題解決ができるよう、方策について引き続き調査・研究してまいります。 ②については、左記記載のとおり、プールの民間委託は現状難しいと考えておりますが、先生方の負担軽減及び児童生徒が安全に水泳授業を実施できるよう、令和6年度に施設整備課に熱中症対策としてプールサイドに日陰が増えるよう屋根の増設を依頼し、現在、施設整備課及び都市整備局において図面の改定作業等を実施しているところです。このように設備の変更、改善を進めております。	①要 ②不要

■教育政策の更なる充実を図るための教職員からの意見・提案にかかる対応状況について

番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	教育委員会の見解	具体的な対応策等	進捗確認
		現状の課題等	提案・改善策等				
12	その他	子どもを取り巻く環境の変化が大きく、SNSを利用した子どもが喧嘩に巻き込まれる問題が生じています。保護者はyou tubeやLINE、ZEPETEを子どもがどのように利用しているかを十分に把握できずにいますが、問題が生じた時に学校に解決を求める傾向にあります。学校としては子どもの安全を守るために、情報モラルについての指導を頻繁に行い、注意喚起をしていますが、保護者の管理下にある物と時間における問題を学校だけで防ぐことは困難であるのが現状です。保護者と話をした中で、SNSに関することで聞かれる意見は「自分たちもよく分からない」「学校が禁止してくれたい」というものです。	子どもの安全を守るために、保護者に対してSNSへの注意喚起と、保護者にその子どもに情報機器を使用させる責任があることを自覚してもらえるように文書を出して欲しいです。大人と同じように会話しているように見えても、小学生はまだ十分な判断ができない未成年であることを理解し、保護者の管理下で子どもが安全に使用できるよう制限をかけるなどできることは多くあると思います。You tubeに出ている子どもの安全を守るためや、友達との喧嘩につながらないために、SNSの使用を「禁止」と伝えるのは、親の役目だと思います。	教育活動支援担当（生活指導）	教育委員会といたしましては、いただいたご意見にあるスマートフォン等をはじめ、SNS等の取扱いへの課題に対して、令和２年度より「大阪市スマホサミット」を毎年開催し、「スマホとかしこくつき合うためには」をテーマとして、各中学校の代表生徒が主体的に、自らや友人などの周囲の実態を踏まえながら、適切かつ節度ある使用について検討を進めてまいりました。なお、令和４年度からは小学校代表生徒も参加し、小中連携のもと取組を進めております。いただいたご意見のとおり、児童生徒におけるスマホ等の取扱いへの課題については、保護者の意識醸成が必須であると考えており、これまでPTA協議会との連携により「大阪市PTAだより」においてサミット開催の記事を掲載してまいりましたが、この度、サミットの内容を踏まえた「保護者向け啓発リーフレット【インターネットとかしこくつき合うために】」を作成し、今年度当初に小中学校全児童生徒数分を学校配付いたしました。また、配付する際には懇談会や家庭訪問の場で教員から保護者に直接手渡すよう指示したところです。リーフレットの内容として、SNSをはじめとする児童生徒におけるスマホ等の取扱いへの対策のアドバイスや、相談や情報取得ができる機関等を記載しております。	保護者向けの通知を行うことは予定しておりませんが、リーフレットの活用による保護者に向けた啓発等を改めてご検討いただきますようお願いいたします。なお、リーフレットの追加配付が必要な場合は、管理職を通じて生活指導グループあてご連絡をお願いいたします。	不要

番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	教育委員会の見解	具体的な対応策等	進捗確認
		現状の課題等	提案・改善策等				
13	7	1. 教職員の職場における福利厚生について。 学校で働く教職員の劣悪な労働環境、時間外労働時間の短縮への取り組みが不十分である。本校も含めて、多くの学校では教職員の更衣室兼休憩室が設置されているが、その多くはエアコン未設置であり、夏場は室温が高くなり休憩室で休憩ができない。職員室はエアコンが設置されているが、基本的に業務を行う場所であり、休憩に適していない。市役所の職員は、昼休憩で窓口を閉めたり、外出して昼食を取ったり飲み物を買いに行ったりもできるが、学校の教職員、とくに担任を持っている場合は、休憩時間の外出もままならない。同じ市の職員として働いているのに、待遇の差がはなはだしい。 2. 教員の時間外労働の是正について いわゆる「給特法」によって、公立学校教員の時間外労働には残業手当が支給されない。そのことは採用前から承知の上で採用試験を受けているので、残業手当がないことに対しては仕方ないと思うが、それをたてにとつて、過剰な〇〇教育と称した、教科以外の活動や様々な書類作成や、生徒指導、クレーム対応など、本来の「授業」以外の業務が多すぎる。残業手当が支給されないのであれば、超過した勤務時間を授業のない日（夏休み、冬休み等）に振り替えて休みをとれる制度の創設をしてほしい。タイムカードで1分単位で勤怠管理をしているので、難しくはないはずである。	1. 各校の教職員の福利厚生について、校長や教頭に調査を依頼するのではなく、教育委員会が直に現場を視察して、職場環境の劣悪さを実感し、改善を図る。夏に冷房のない部屋で休憩できますか。 2. 全国に先駆けて、大阪市が率先して教員の超過勤務解消のための制度を作る。毎月の超過勤務時間を合算し、夏休み等にまとめて振替休日を取れる制度を創設する。（例：4月30時間、5月20時間、6月20時間で、合計70時間の超過勤務があるとする と、1日の法定労働時間である7時間45分で割った日数（端数時間は切り捨て）を振替休日として、年休と別に付与する。取得の期限は年度内など制限を設けてもよい。）そうすると、労働基準法に抵触もしないし、超過勤務も解消できるし、教員は心身の休息を取ることができ、より良い教育活動を行う意欲がわいてくる。低迷している教員採用試験の応募者も増加すると考えられる。	教職員給与・厚生担当 施設整備課	1 学校へのエアコン設置については、平成5年度以降、職員室や保健室などの管理諸室と、多目的室・音楽室・図書室などの一部特別教室に設置した後、平成24年度から普通教室、令和2年度から中学校体育館に設置しました。現在は、近年の気温上昇の状況も踏まえ、児童・生徒の使用する部屋から、順次設置しており、令和8年度以降に小学校体育館への設置を進める予定です。 休養室は、体調不良等で一休養室は、体調不良等で一時的に休む必要のある場合に安静に過ごす場所で、労働安全衛生規則第618条において、常時50人以上又は常時女性30人以上の労働者を使用するときは、事業者に設置が義務付けられていることから、本市においても、設置を行っているところですが、エアコンについては、法令で設置が義務付けられていないことから、現時点においては未設置となっています。 また、休憩室は、休憩時間や仕事の合間などに気分転換をするための場所ですが、法令では、事業者に設置は義務付けられておりません。 2 公立学校の教員については、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）に基づき、時間外勤務手当が支給されない代わりに、教職調整額が支給されています。 また、現行の労働基準法では、一定期間において、1日に割り振る勤務時間を予め決めておく必要があるため、ご要望の時間外勤務時間を合算して、代わりに休日設ける方法の実施は、困難です。 なお、柔軟で多様な勤務形態の選択を可能とすることで、教職員がその能力を十分に発揮し、高い士気をもって効率的に勤務できる環境整備を行い、公務能率の一層の向上とワーク・ライフ・バランスの推進を図るため、時差勤務制度などを導入しているところです。	1 休養室へのエアコン設置については、直ちに実施するのは困難ですが、近年の気温上昇や他都市状況を踏まえ、必要性について、調査・研究してまいります。 2 教育委員会では、教員の長時間勤務の解消に向け、「学校園の働き方改革推進プラン」を策定し、スクールサポートスタッフの配置など、教員の負担軽減のための様々な取組を進めているところです。 また、教員がより働きやすくなるよう、フレックスタイム制など、柔軟な勤務時間制度の導入について、調査・研究していきたいと考えています。 なお、教職調整額は現在給料月額の4％が支給されていますが、給特法の改正により、令和13年1月までの間に10%まで引き上げられることになっています。	不要